

## 登録とりまとめ担当と所轄庁の整理（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」より抜粋）

図表 116 学校関係

登録とりまとめ	所轄庁（※1）	学校設置者等	施設
都道府県知事	都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
文部科学大臣	文部科学大臣		高等専門学校（学校法人立）
都道府県知事	都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
設置する省庁	設置する省庁（※2）	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）
文部科学大臣	国立大学法人（※2）	国立大学法人	学校（国立大学附属）
設置する省庁	独立行政法人国立高等専門学校機構（※2）	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校（国立）
設立団体（都道府県、市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人（※2）	公立大学法人	学校（公立大学附属）
			高等専門学校（公立）
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会（※2）	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）
都道府県知事	都道府県知事	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）
都道府県知事 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	学校法人 (専修学校にあっては準学校法人を含む。)	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外 専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外
	都道府県知事等 (※2 施設の所轄庁) ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	宗教法人、社会福祉法人、株式会社等	学校（宗教法人、社会福祉法人立、株式会社立等） ※私立の幼稚園も含む。 専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等） ※個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会（※2）	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）
	市町村教育委員会（※2） ※県費負担教職員の犯罪事実確認及び防止措置の実施状況の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）
	市町村（現時点で教育委員会のみ）		専修学校高等課程（市町村立）

※1 本制度において、所轄庁は「各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

※2 学校関係における「所轄庁」については、学校への日常的な実務上の対応や指導等を行っている機関という視点から整理。

（私立については、私立学校法において、学校設置者等（学校法人等）の「所轄庁」と学校の「所轄庁」が異なる場合があるが、この視点に立ち、登録とりまとめ機関を学校の所轄庁としている。）

図表 117 児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く。）

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	児童福祉施設（国立）
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）、児童相談所（都道府県立）
		一般市区町村、中核市	児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。
		登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	都道府県が登録する登録一時保護委託施設
	指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） 児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立）
	中核市	登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一時保護委託施設
		中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）
市区町村	市区町村	市区町村	家庭の保育事業等（家庭の保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）
		独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭の保育事業等、乳児等通園支援事業（私立）

※ 本制度において、所轄庁は「各事業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

図表 118 2 障害児関係

登録とりまとめ	所轄庁 (※)	学校設置者等	施設
国(現時点で厚生労働省のみ)	国(現時点で厚生労働省のみ)	国 (現時点で厚生労働省のみ)	指定障害児入所施設 (国立)
都道府県 ※域内の指定都市、児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市 (指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市)	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関
		都道府県	指定障害児入所施設 (都道府県立)
	市区町村	指定障害児通所支援事業 (都道府県立)	指定障害児入所施設 (市区町村立)
		指定障害児通所支援事業 (市区町村立)	指定障害児入所施設 (私立)
	社会福祉法人、民間企業等	指定障害児入所施設 (私立)	指定障害児通所支援事業 (私立)

図表 119 3 認定こども園関係

登録とりまとめ	所轄庁 (※)	学校設置者等	施設
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園 (都道府県立)
			幼保連携型以外の認定こども園 (都道府県立)
		市区町村 (指定都市又は中核市を除く)	幼保連携型認定こども園 (市区町村立)
			幼保連携型以外の認定こども園 (市区町村立)
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園 (私立) (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
			幼保連携型以外の認定こども園 (私立) (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
	指定都市又は中核市	指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園 (指定都市、中核市立)
			幼保連携型以外の認定こども園 (指定都市、中核市立)
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園 (私立) (指定都市又は中核市に所在するものに限る)
			幼保連携型以外の認定こども園 (私立) (指定都市又は中核市に所在するものに限る)

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。